

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案				
別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)				
中間業務報告書 (略)				
第1第期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書				
1~5 (略)				
6 自己資本比率の状況				
(単位:百万円)				
信用リスク・アセット算出手法				
項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(A)				
うち、社外流出予定額(A)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				

現行					
別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本工業規格A4)					
中間業務報告書 (略)					
第1第期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書					
1~5 (略)					
6 自己資本比率の状況					
(単位:百万円)					
信用リスク・アセット算出手法					
項目	前期末	当中間期末	項目	当中間期末	
				前期末	
資本金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	-	-
新株式申込証拠金			準備完済項目(C)		
危機対応準備金			自己資本総額(A+B+C)(D)		
特別準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
利益準備金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
その他利益剰余金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
その他			内部格付手法採用の場合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
自己株式	-	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
自己株式申込証拠金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つL/Oストリップス		
社外流出予定額	-	-	控除項目不算入額	-	-
その他有価証券の評価差損	-	-	控除項目計(F)		
新株予約権			自己資本額(D)-(F)(F)		
営業権相当額	-	-			
のれん相当額	-	-			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-			
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-			



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案					現行				
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本不足額									
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)									
<b>その他Tier1資本</b>									
その他Tier1資本の額 ((ニ)-(ホ)) (ヘ)									
<b>Tier1資本</b>									
Tier1資本の額 ((ハ)+(ヘ)) (ト)									
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>									
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額									
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額									
Tier2資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額									
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額									
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額									
うち、適格引当金Tier2算入額									
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)									
<b>Tier2資本に係る調整項目</b>									
自己保有Tier2資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額									
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額									
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額									
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)									
<b>Tier2資本</b>									
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)									
<b>総自己資本</b>									
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)									
<b>リスク・アセット</b>									



○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第1号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、<u>経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。</u></li> <li>2. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、<u>標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u></li> <li>3. 「<u>自己資本比率改正告示</u>」とは、<u>株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)をいう。</u></li> <li>4. <u>本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。</u></li> <li>5. 「<u>その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額</u>」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>6. 「<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>7. <u>単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></li> <li>8. <u>測及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する測及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本表には、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に規定する商工組合中央金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</u></li> <li>2. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、<u>経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。</u></li> <li>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、<u>算出した金額が負の値である場合に限り税効異調整後の金額を記載すること。</u></li> <li>4. 「<u>企業結合により計上される無形固定資産相当額</u>」は、<u>企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</u></li> <li>5. 「<u>その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から破産価額の合計額を控除した額の45%</u>」欄は<u>算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</u></li> <li>6. <u>単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</u></li> <li>7. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、<u>標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</u></li> <li>8. <u>測及適用(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第2条の2第35号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。)、中間財務諸表の組替え(同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案					現行					
別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)					別紙様式第2号 (第81条第2項関係) (日本工業規格A4)					
業務報告書 (略)					業務報告書 (略)					
第1第期 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 事業概況書					第1第期 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) 事業概況書					
1~13 (略)					1~13 (略)					
14 自己資本比率の状況					14 自己資本比率の状況					
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法					
(単位:百万円)					(単位:百万円)					
項目	当期末		前期末		項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
	経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額							
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>										
普通株式に係る株主資本の額					短期劣後債務			短期劣後債務		
うち、資本金及び資本剰余金の額					非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	△	△
うち、利益剰余金の額					新株式申込証拠金			準備完済項目(C)		
うち、自己株式の額(△)					危機対応準備金			自己資本総額(A+B+C)(D)		
うち、社外流出予定額(△)					特別準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち、上記以外に該当するものの額					資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
普通株式に係る新株予約権の額					その他資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額					利益準備金			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち、危機対応準備金の額					その他利益剰余金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		
うち、特別準備金の額					その他			内部格付手法採用の場合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					自己株式	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					自己株式申込証拠金			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップ		
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>										
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					社外流出予定額	△	△	控除項目不算入額	△	△
うち、のれんに係るものの額					その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計(E)		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					新株予約権			自己資本額(D)-(E)-(F)		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額					営業権相当額	△	△			
繰延ヘッジ損益の額					のれん相当額	△	△			
適格引当金不足額					企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額					証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△			

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案					現行				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					内部格付手法採用の場合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△		
前払年金費用の額					繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)			資産(オン・バランス)項目	
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額					繰延税金資産の控除金額	△	△	オフ・バランス取引等項目	
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額					基本的項目(A)			マーケットリスク相当額を8%で除して得た額	
少数出資金融機関等の普通株式の額					償還を行う差然性を有する株式等			オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	
特定項目に係る10%基準超過額					海外特別目的会社の発行する優先出資証券			信用リスク・アセット調整額	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額			オペレーショナルリスク相当額調整額	
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					一般貸倒引当金				
特定項目に係る15%基準超過額					内部格付手法採用の場合において、適格引当金が期待損失額を上回る額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額					負債性資本調達手段等				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額					負債性資本調達手段				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額					期限付劣後債務及び期限付優先株			リスク・アセット等計(G)	
その他Tier1資本不足額					補充的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A)/(G)	%
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)					補充的項目(B)			自己資本比率(F)/(G)	%
<b>普通株式等Tier1資本</b>									
普通株式等Tier1資本の額 (イ)-(ロ)									
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>									
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額									
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額									
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額									
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額									
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額									
評価・換算差額等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第2項)によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額									
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (三)									
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>									
自己保有その他Tier1資本調達手段の額									
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額									

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案		現行	
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
Tier2資本不足額			
その他Tier1資本に係る調整項目の額（ホ）			
<b>その他Tier1資本</b>			
その他Tier1資本の額 ((三)-(ホ)) (へ)			
<b>Tier1資本</b>			
Tier1資本の額 ((ハ)+(へ)) (ト)			
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額			
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額			
Tier2資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額			
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額			
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額			
うち、適格引当金Tier2算入額			
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
評価・換算差額等に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第2項）によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額			
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)			
<b>Tier2資本に係る調整項目</b>			
自己保有Tier2資本調達手段の額			
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額			
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額			
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額			
調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第2項）によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額			
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)			
<b>Tier2資本</b>			
Tier2資本の額 ((チ)-(リ)) (ヌ)			
<b>総自己資本</b>			
総自己資本合計 ((ト)+(ヌ)) (ル)			





○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第2号

改正案	現行																																																																												
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>2. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>3. 「<u>自己資本比率改正告示</u>」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)をいう。</p> <p>4. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「<u>経過措置による不算入額</u>」欄に記載すること。</p> <p>5. 「<u>その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額</u>」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</p> <p>6. 「<u>Tier2資本調達手段に係る株主資本の額</u>」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</p> <p>7. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>8. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。))により、「<u>前期末</u>」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>従業員預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融商品等差入担保金</td> <td></td> <td>給付補填備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券発行費</td> <td></td> <td>先物取引受入証拠金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>金融商品等受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		金融派生商品		従業員預り金		金融商品等差入担保金		給付補填備金		債券発行費		先物取引受入証拠金		(略)		(略)		建設仮勘定		金融派生商品		その他の有形固定資産		金融商品等受入担保金		無形固定資産		リース債務		(略)		(略)		<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表には、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に規定する商工組合中央金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>4. 「<u>企業結合により計上される無形固定資産相当額</u>」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</p> <p>5. 「<u>その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%</u>」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</p> <p>6. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</p> <p>7. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p>8. 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「<u>前期末</u>」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金融派生商品</td> <td></td> <td>従業員預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券発行費</td> <td></td> <td>給付補てん備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>先物取引受入証拠金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td></td> <td>金融派生商品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td>リース債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	科 目	金 額	科 目	金 額	(略)		(略)		金融派生商品		従業員預り金		債券発行費		給付補てん備金		(略)		先物取引受入証拠金		建設仮勘定		(略)		その他の有形固定資産		金融派生商品		無形固定資産		リース債務		(略)		(略)	
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)		(略)																																																																											
金融派生商品		従業員預り金																																																																											
金融商品等差入担保金		給付補填備金																																																																											
債券発行費		先物取引受入証拠金																																																																											
(略)		(略)																																																																											
建設仮勘定		金融派生商品																																																																											
その他の有形固定資産		金融商品等受入担保金																																																																											
無形固定資産		リース債務																																																																											
(略)		(略)																																																																											
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																										
(略)		(略)																																																																											
金融派生商品		従業員預り金																																																																											
債券発行費		給付補てん備金																																																																											
(略)		先物取引受入証拠金																																																																											
建設仮勘定		(略)																																																																											
その他の有形固定資産		金融派生商品																																																																											
無形固定資産		リース債務																																																																											
(略)		(略)																																																																											

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案					現行					
別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4) 中間連結業務報告書 (略) 第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書 1~2 (略) 3 連結自己資本比率の状況					別紙様式第3号 (第81条第3項関係) (日本工業規格A4) 中間連結業務報告書 (略) 第1 ( 年 月 日から ) 中間事業概況書 1~2 (略) 3 連結自己資本比率の状況					
信用リスク・アセット算出手法					信用リスク・アセット算出手法					
(単位:百万円)					(単位:百万円)					
項目	当中間期末		前期末		項目	前期末	当中間期末	項目	前期末	当中間期末
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額							
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>										
普通株式に係る株主資本の額					短期劣後債務			短期劣後債務		
うち、資本金及び資本剰余金の額					非累積的永久優先株			準備的項目不算入額	-	-
うち、利益剰余金の額					新株式申込証拠金			準備的項目(C)		
うち、自己株式の額(△)					危機対応準備金			自己資本総額(A+B+C)(D)		
うち、社外流出予定額(△)					特別準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち、上記以外に該当するものの額					資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
普通株式に係る新株予約権の額					利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					自己株式	-	-	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち、危機対応準備金の額					自己株式申込証拠金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
うち、特別準備金の額					社外流出予定額	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの負債額に係る控除額		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					その他有価証券の評価差損	-	-	内部格付手法採用の場合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					為替換算調整勘定			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					新株予約権			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つT0ストリップス		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					連結子法人等の少数株主持分			控除項目不算入額	-	-
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>										
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額					うち、海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目計(E)		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額					営業権相当額	-	-	自己資本額(D)-(E)-(F)		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					のれん相当額	-	-	企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-	-
					証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	-	-







○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第3号

改正案					現行				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額									
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額									
<b>Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>									
一般貸倒引当金の額									
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額									
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びブリヂル向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									
適格引当金に係るTier2資本算入上限額									
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>									
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）									
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。</li> <li>「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</li> <li>「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号）をいう。</li> <li>本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。</li> <li>「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</li> <li>測及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する測及適用をいう。）中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</li> </ol> <p>(以下略)</p>									
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本表には、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する商工組合中央金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</li> <li>「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。</li> <li>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</li> <li>「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</li> <li>「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿面額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</li> <li>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</li> <li>「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</li> <li>測及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第2条第40号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。）中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</li> </ol> <p>(以下略)</p>									

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案				現行						
別紙様式第4号(第81条第4項関係) 連結業務報告書(略) 第1( 年 月 日から ) 事業概況書 1~2(略) 3 連結自己資本比率の状況				別紙様式第4号(第81条第4項関係) 連結業務報告書(略) 第1( 年 月 日から ) 事業概況書 1~2(略) 3 連結自己資本比率の状況						
(単位:百万円)				(単位:百万円)						
項目	当期末		前期末		項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額							
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>										
普通株式に係る株主資本の額					資本金			短期劣後債務		
うち、資本金及び資本剰余金の額					非累積的永久優先株			準備完済項目不算入額	-	-
うち、利益剰余金の額					新株式申込証拠金			準備完済項目(C)		
うち、自己株式の額(△)					危機対応準備金			自己資本総額(A+B+C)(D)		
うち、社外流出予定額(△)					特別準備金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
うち、上記以外に該当するものの額					資本剰余金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
普通株式に係る新株予約権の額					利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額					自己株式	-	-	短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
うち、危機対応準備金の額					自己株式申込証拠金			連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
うち、特別準備金の額					社外流出予定額	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの負債額に係る控除額		
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額					その他有価証券の評価差損	-	-	内部格付手法採用の場合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額		
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					為替換算調整勘定			PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額		
少数株主持分等に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第6条第1項)により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額					新株予約権			基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ1/0ストリップス		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)					連結子法人等の少数株主持分			控除項目不算入額	-	-
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>										
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額					うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			控除項目計(F)		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額					営業権相当額	-	-			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額					のれん相当額	-	-	自己資本額(D)-(E)(F)		
					企業結合等により計上される無形固定資産相当額	-	-			









○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第4号

改正案					現行				
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額									
無形固定資産(モーゲージ・サブスクリプション・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額									
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額									
<b>Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>									
一般貸倒引当金の額									
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額									
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)									
適格引当金に係るTier2資本算入上限額									
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>									
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)									
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額									
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)									
<b>(記載上の注意)</b>									
<ol style="list-style-type: none"> <li>「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。</li> <li>「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</li> <li>「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件(平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第3号)をいう。</li> <li>本表の各項目のうち自己資本比率改正告示別第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。</li> <li>「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。</li> <li>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</li> <li>測及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する測及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</li> </ol>					<ol style="list-style-type: none"> <li>本表には、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第2号に規定する商工組合中央金庫及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</li> <li>「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率をいう。</li> <li>「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</li> <li>「企業結合等により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。</li> <li>「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。</li> <li>連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。</li> <li>「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</li> <li>測及適用(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第43号に規定する測及適用をいう。以下この様式において同じ。)、連結財務諸表の組替え(同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。</li> </ol>				
(以下略)					(以下略)				

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)別紙様式第6号

改正案				現行			
別紙様式第6号 (第82条第1項及び第6項関係)				別紙様式第6号 (第82条第1項及び第6項関係)			
第1 第 期 決 算 公 告				第1 第 期 決 算 公 告			
(略)				(略)			
貸借対照表 ( 年 月 日現在)				貸借対照表 ( 年 月 日現在)			
(単位:百万円)				(単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(略)		(略)		(略)		(略)	
金融派生商品		従業員預り金		金融派生商品		従業員預り金	
金融商品等差入担保金		給付補填備金		金融商品等受入担保金		給付補てん備金	
債券発行費		先物取引受入証拠金		債券発行費		先物取引受入証拠金	
(略)		(略)		(略)		(略)	
建設仮勘定		金融派生商品		建設仮勘定		金融派生商品	
その他の有形固定資産		金融商品等受入担保金		その他の有形固定資産		金融派生商品	
無形固定資産		リース債務		無形固定資産		リース債務	
(略)		(略)		(略)		(略)	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1～7 (略)				1～7 (略)			
(以下略)				(以下略)			